

緊急事態宣言 発令中!

不要不急の外出の自粛を

4都府県を対象に発令された国の緊急事態宣言を受けて、東京都は都内全域に緊急事態措置等を発出しています。新型コロナウイルスの変異株による感染者が増加していることを踏まえ、これ以上の感染拡大を防止するため、人の流れを徹底的に抑制することが大切です。
市民の皆さんの不要不急の外出自粛と基本的な感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛を

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

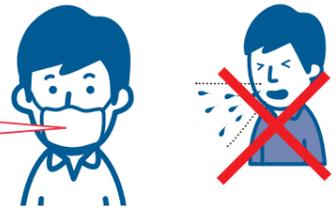
- ☑特に夜8時以降の不要不急の外出を自粛する
- ☑混雑している場所や時間を避けて行動する
- ☑感染対策が徹底されていない飲食店などや、休業要請または営業時間短縮要請に応じていない飲食店などの利用を厳に控える
- ☑不要不急の都道府県間の移動を極力控える



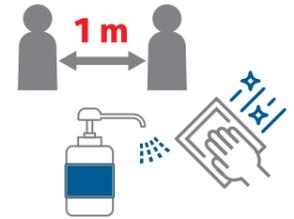
基本的な感染防止対策の徹底を

- ☑正しいマスクの着用と咳エチケット

ゴムひもを耳にかけ鼻と口の両方を隙間がないように確実に覆う



- ☑身体的距離(最低1m)を確保
- ☑3つの密(密閉・密集・密接)を避ける
- ☑目、鼻、口などウイルスが入る部位にできるだけ触れない
- ☑手洗い・アルコール消毒の徹底と共用部分の清掃・消毒



健康推進課 ☎441-6100

市の施設・イベントの対応

東京都の緊急事態措置等を踏まえて、市の施設の利用制限やイベントの開催制限を行っています。ご理解・ご協力をお願いします。※最新の情報は市HP(右の2次元コードからアクセス可)を参照するか各施設にお問い合わせください。
原則5月11日(火)まで※緊急事態措置等の延長などにより変更する場合あり



発熱などの症状がある方の相談先

受診前に必ず ☎電話をしましょう

※電話の掛け間違いにご注意ください



発熱などの症状がある場合

不安に思う方

かかりつけ医がいる

かかりつけ医がいない

・感染したかもしれないと不安
・感染予防法が知りたい

地域の医療機関を市HPで検索
または問い合わせ
(土・日曜日、祝日を除く)
※休日診療当番医は、市報4月20日号16面を参照
健康推進課 ☎441-6100
調布市医師会 ☎483-8648

東京都発熱相談センター

☎03-5320-4592
受付/24時間対応(毎日)
症状や患者との接触履歴などを聞き取り

東京都新型コロナコールセンター

☎0570-550571
(ナビダイヤル)
受付/午前9時~午後10時(毎日)

かかりつけ医へ
☎電話で相談

地域の医療機関へ
☎電話で相談

紹介された医療機関へ
☎電話で相談

かかりつけ医・医療機関の指示に従って受診

医師の判断により、受診した医療機関やPCRセンターで検査



保健所から濃厚接触者とされた方は、濃厚接触日から14日間は自宅で過ごし健康観察をお願いします。万が一、体調が悪化した場合は、かかりつけ医に電話でご相談いただくか、受診先をお探しの方は東京都発熱相談センターへ連絡してください。

また、医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された方は、保健所からの連絡をお待ちください。万が一、連絡が来る前に体調が悪化した場合は、以下へ連絡してください。

多摩府中保健所 ☎042-362-2334
(平日午前9時~午後5時)

東京都発熱相談センター
☎03-5320-4592(24時間対応)